

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		令和 3年 7月 30日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢 淳一 電話 — —				
主たる業種	普通銀行	細分類番号	6   2   2   1			
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで					
基本方針	対象施設の業務、ならびに下記事項を考慮してエネルギー管理方針を定め、これを文書化する。 ・業務性質、および規模に対して適切であること ・継続的改善、および職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること					
計画を推進するための体制	事務センター及び営業店を含めた全ての店舗で、省エネルギー対策を積極的に推進し、全店舗のエネルギー使用量のデータを集計して、そのデータを元に会社全体として省エネを進める。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	7,835.2 トン	9,603.4 トン	11,903.4 トン	14,607.0 トン	53.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量	7,835.2 トン	9,603.4 トン	11,903.4 トン	14,607.0 トン	53.6 パーセント
	目標の根拠	大規模事業所である事務センターにて、主要機器の増設が見込まれており、今後も排出量の増加が見込まれる				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務センター	765.17	750.28	743.98	730.36	-3.09 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (主要機器消費電力量GWH)					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	事務センターにて、主要機器の稼動に必要な設備の適正管理により、効率的にエネルギーを削減する。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考
		64.0 パーセント	70.0 パーセント	82.0 パーセント	82.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	照明、空調、熱源各設備の適正な運転管理を行ない、エネルギー使用の最適化に努める				
	(3)年度	照明、空調、熱源各設備の適正な運転管理を行ない、エネルギー使用の最適化に努める				
	(4)年度	照明、空調、熱源各設備の適正な運転管理を行ない、エネルギー使用の最適化に努める				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関や自転車の利用を推進				
	上記の措置を採用する理由	車両排気ガスによる大気汚染の軽減を図る				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	世界遺産『白神山地』周辺地域の育樹活動 世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』保全活動 世界遺産『富士山—信仰の対象と芸術の源泉』周辺地域の環境保全活動					
特記事項						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。